

建設工事等業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県建設技術センターが発注する調査、測量、設計等の業務委託（以下、「建設工事等業務委託」という。）に係る入札において、最低制限価格を設ける場合に関し、公益財団法人千葉県建設技術センター財務規程（平成6年4月1日制定）第60条第6項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象業務等)

第2条 建設工事等業務委託（予定価格1千万円以上の建設工事等委託業務を除く。）に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第3条 最低制限価格は、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格算出の基礎となったそれぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額とし、入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年7月1日から施行する。

(適用)

2 この要領は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

別表

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
土木関係の建設 コンサルタント 業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の 81	100分の 60
建築関係の建設 コンサルタント 業務	・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ・諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額	100分の 81	100分の 60
測量業務	・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の 82	100分の 60
地質調査業務	・直接調査費の額 ・間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ・解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 ・諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の 85	3分の2
補償関係コンサ ルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価に100分の90を乗じて得た額 ・一般管理費等に100分の50を乗じて得た額の合計額	100分の 81	100分の 60